

議案第7号

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定  
について

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する必要があるため。

## 西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第 109号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第18号中「公的年金」を「公的年金等」に、「同条第 4 項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第35条第 4 項」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第 2 条第18号の改正規定（「同条第 4 項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第35条第 4 項」に改める部分に限る。）は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。